

**2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
《C日程》 法律科目試験（刑法） 出題趣旨**

本問は、様々な財産犯の成否を具体的事実に照らして検討させる問題である。

設問Ⅰは、問題文1・2にかかる事実については、D 所有自動車1台の窃盗の成否、F 所有自動車1台の窃盗の成否、手提げかばんのひったくりに関する窃盗の成否、原付自転車1台の窃盗の成否と上記の窃盗罪についてX・Y間の共同正犯の成否が論点である。窃盗罪・その共同正犯について成立要件を踏まえて簡潔に検討されていれば十分である。

設問Ⅱは、問題文3～5の事実について、Xの罪責を検討させものである。問題文3にかかる事実については、ガソリン詐取に関する1項詐欺罪の成否が問題となる。詐欺罪の成立要件を踏まえた検討が求められる。問題文4にかかる事実については、ガソリンに対する詐欺罪の成立を前提に、ガソリン代金支払いを免れるために暴行を加えて被害者に全治6ヶ月の傷害を負わせた点について2項強盗致傷罪の成否が問題となる。2項強盗に関する正確な理解が認められる。問題文5にかかる事実については、警察官に対する公務執行妨害罪と器物損壊罪の成否が問題となる。それぞれ犯罪の成立要件を踏まえた検討が求められる。

最後に罪数処理が適切に処理されているかも重要である。XとYに上記各窃盗罪（併合罪）の共同正犯が成立する。Xに成立する詐欺罪と強盗致傷罪とは同一の法益への侵害であるため包括一罪となる。公務執行妨害罪と器物損壊罪は観念的競合、窃盗罪とは併合罪となる。

以上

**2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
《C日程》 法律科目試験（憲法） 出題趣旨**

地方公共団体の長の多選制限を定める法律案については、憲法の条文との関係では、同14条1項、15条1項、22条1項、92条、93条2項などとの適合性が問題となり得るが、今回は、論点を憲法15条1項および14条1項に限定して検討が求められている。

今回の都道府県知事の4選禁止法律案の立法目的は、「地方政治の固定化・停滞・腐敗を防止し同時に活性化を図ること」であるとされている。

憲法15条1項については、選挙権を保障しているが、多選制限規定との関係で問題となるであろう被選挙権あるいは立候補の自由については明文の規定がない。したがって、被選挙権あるいは立候補の自由が憲法上保障されるのかを検討する必要がある。その場合、被選挙権あるいは立候補の自由の憲法上の位置づけにもよるが、たとえばPの立候補の自由が制限されることでPを支持するQの選挙権が制限されるという形で論じることもできよう（参照：三井美唄労組事件に関する最大判1968（昭43）年12月4日）

憲法14条1項については、一般に、同項後段列举事由による差別は厳格な基準で審査されるが、この列举事由以外の事由による差別は合理性の基準により審査されるなどとされる。差別禁止事由との関係で、都道府県知事の長の職にあるということはどうのように考えたらいだろうか。また、多選制限によって制限される憲法上の権利の観点から考えたらどうであろうか。上記立法目的との関係で、目的達成手段としての4選禁止はどうのように評価されるだろうか。

以上

**2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
《C日程》 法律科目試験（商法） 出題趣旨**

本問は、組織再編に係り株式買取請求権が行使された場面において、裁判所が考慮すべき要素についての理解を問う問題である。旧商法は反対株主の株式買取請求権につき、「決議ナカリセバ有シテイタ」価値（以下、「ナカリセバ価格」という）を保障していたが、会社法においては「公正な価格」という文言に改められた。当該価値の意義や価格決定における裁判所の役割・判断枠組みなどについて、学説判例上は華々しい議論が展開されたところである。本問ではこれらの理解を受験生に求めたものである。

まず、本問では会社法における「公正な価格」の意義について検討をする必要がある。上記に示した文言の変更は、ナカセリセバ価格に加え、企業価値の増加についても適切に株主に分配された価格（以下、「シナジー分配価格」という）を保障することを意図したものとされる。本問の端緒として、「公正な価格」の中に以上に示した二種類の価格が含まれていることを指摘する必要がある。そして、これらのいずれの価格を裁判所が算定すべきであるかは、当該組織再編により①企業価値が増加する場合、②企業価値が増加しない場合によって決せられるのであり、①の場合にはシナジー分配価格を、②の場合にはナカリセバ価格を決しなければならないと考えられている。

次に、以上の検討のうえで、裁判所が価格決定の際にどのような事項を考慮すべきであるかを検討する必要がある。すなわち、それぞれ①の場合と②の場合において、裁判所がどのような枠組みで価格を決定すべきであるかという問題である。①の場合には、シナジーを適切に分配した価格とは何かという問題を含み、②の場合には、ナカリセバ価格として客観的な価格をどのように判断すべきであるかという点について検討する必要がある。

とりわけ、①の場合、当該組織再編における買収会社・買収対象会社間の合意が、特別の資本・利害関係のない当事者によって定められた場合（以下、「独立当事者間取引」という）において、裁判所が当事者の合意を尊重し、合意価格をもって公正な価格とするとの判断が最高裁によって示されているところである。本問は、買収会社・買収対象会社間に特別の資本・利害関係のない場面を想定しており、この点についても言及される必要がある。（なお、独立当事者間取引でない場合には、利益相反問題に対応した手続きを採用していた場合には、特別な資本・利害関係の存在する中でもなお当事者の合意価格を尊重することを最高裁が示しているところであるが、この点についても言及がなされている場合には加点的に取り扱っている。）

なお、本問におけるそのほかの問題点として、株式買取請求権において、裁判所がいつの時点の価格を決定すべきであるかについて言及されていることを期待したものである。いわゆる価格の算定基準日の問題については、学説上も複数の説が主張されているところであり、最高裁の判断もすでに示されているところであるが、この点についての言及も

期待された問題であった。

以上

**2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
《C日程》 法律科目試験（民法） 出題趣旨**

I

(1)この問題は、時効の中断が問題になるのではなく、時効完成後に債務が承認されたときの取り扱いを問題としている。答案の中にはこの問題を時効の中断の問題であると理解する答案が少なからずみられたのは残念である。債務者が債務の存在を前提に意思を表明したのは時効完成後であることは問題文から明らかであり、中断はあり得ないことに気がついてほしかった。

(2)そのうえでこの問題は最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁をもとにしていることにも気がついてほしかった。最高裁判所は、ほぼ問題文と大差ない事案において、「債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当であるからである。」と判示し、債務者からの時効の援用を信義則を根拠として認めなかった。この判例に賛成するにしろ反対するにしろ、少なくともこの判例の知識を前提に答えてほしかったが、そこに言及することない答案がほとんどだったのは残念である。

II

設問 (1)

不動産賃貸借の登記(605条)等により不動産賃借権が対抗力を備えている場合において、賃借目的物が譲渡されると、判例によれば、譲渡人と譲受人との間に賃貸人の地位の移転の合意がされていなくても、賃貸人の地位は法律上当然に移転するとされてきた。また、契約上の地位を移転する場合には相手方の承諾を要するのが原則であるが、判例は、不動産賃貸人の地位の移転が賃借人の承諾を要しないとしてきた(最二判昭和46年4月23日民集25巻3号388頁)。賃貸人の義務は賃貸人が誰であるかによって履行の仕方が大きく異なるようなものではないし、賃借人にとっても新しい所有者にその義務の承継を認めることの方がむしろ有利であるからである。

以上によると、Bの土地賃借権は借地借家法10条1項の対抗力を備えているため、賃貸人の地位は、その譲渡の合意がなくても、甲の譲渡に伴い、AからCに法律上当然に移転する。また、この賃貸人の地位の移転について、Bの承諾は必要ない。

設問 (2)

判例によれば、不動産の譲渡に伴い賃貸人の地位が移転する場合において、新たに賃貸人になった者が賃借人に対して賃料請求など賃貸人としての権利を行使するためには、不動産の移転登記をしなければならない(最三判昭和49年3月19日民集28巻2号325頁)。登記がなされることで、賃借人にとって賃料債務等の履行の相手方である賃貸人が譲受人であることが明らかになり、二重払いの危険を免れることができるからである。

これによると、AC間の売買契約では、2020年4月1日に所有権移転登記を行うことが約されていたのであるから、Cは2018年4月分の賃料の支払いをBに対して求めることはできないことになる。

以上